

競争入札心得（各種業務）

(総則)

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

見だ供約を
に、ん提契付
前を保険納
行額担証部
執当る保一
札相え札は
入）代入又
は。う。にる部
て「をに全
れ下金間き
さ（証のと
除（保とた
免税札社し
を費入会出
付消の險提
納方上保を
の地以、券
金び額し証
証及るだ險
保税すた保
札費当。証
（入消相ん保
者額5ま入
加金のり該
参約分な当
札契100ば、す。
入た100れしま
っのけ結し
条も）な締除
第2積額しを免

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保としての定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するとき
は、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してく
ださい。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

6 第下送配信す明
第法以り、般定証
条同（よし一規定
2 は便にきるに配
第く書等書す号ち
9 号し信便朱定4う
9 者若る郵と規定の
第業定書書項3役ん。
律事規札札6第のせ
法便に入札法便ま
年書項の）条同書り
14 信2項称2は信な
成定第前名第くるば
平特条、の律しすれ
（る2て務法若定け
律す第い業る者規な
法定法お託す業にし
する規同に委関事項出
すにる合（に便2提
関項よ場）達書第で
に9にるに送信条の
達第者め箇の定2も
送条業認封書特第る
の同事をの信る法め
書、便札そるす同定
信者書入、よ定るが
る業信るはに規す事
こよ事国よ者者に供知
に便外にる業項提て
者書る）す事9のし
業信す。と間第者と
事般定うう民条業の
間一規いよは同事も
民るにとし又、便る
はす号」札便者書ず
又定4等入郵業信準
便規第便て明事外国に
郵に条郵し証便外便
項3「付達書る郵

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条、および入札に及	2	前合称は、行場名の執のこの入札、入んは、該せ合をする、り、の代、はな人すの、きば法ま者、とれ（し加、るけ名と参すな氏の札としのもの入出人ののう、提理す他、せに代札るさ者と入す、加行）対参執者しに札任印札入を（が該て）者人当、し状加理、を任参代は、人委札、人理（入し理、代面、記代、書は併の、はるにをそ者す書）は加証札名又参入氏者、者加、入のて表参、そい代札
-------------	---	--

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止され

ている者を入札代理人とする

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤

回することは

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書に記載金額その他の入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記載名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれが代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 入札者が又はその代理の同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (7) 郵便等による入札で所定の日時まで到着しなかったもの
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 入札に關する不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなつたものに限る。）
- (10) 入札の参加に關する必要な資格のない者のした入札
- (11) 入札に他入札に關する条件に違反した入札
- (12) 入札に他入札に關する条件に違反した入札

(開札)

第 8 条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。
また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)
第10条の2 有効な入札を、最も低価格の入札とし、その最低価格で入札をした者を落札者とする。ただし、この場合、最低価格は、当該入札事務に
第10条の2 有効な入札を、最も低価格の入札とし、その最低価格で入札をした者を落札者とする。ただし、この場合、最低価格は、当該入札事務に

第11条 開札の結果、次各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を、落札者としなければならない。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とし、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約終了後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

第13条 落札者各号に当該契約を締結し、しよばとなす、とせ、は、ただ、決、定、の、通、知、を、受、け、た、日、か、ら、7、日、約

(2) 契約の締結を契機として電磁的記録を行う場合には支出負担行為担当者が電

第14条の3の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会が議決を要する事件とされているので、落札社を決定した場合は仮契約を締結し、北

相和、賠償の請求を請ふに當り、損害の賠償を受けるべきものとして、賠償の請求を提出し、賠償を受ける権利を主張する。賠償の請求は、賠償を受ける権利を主張することである。賠償の請求は、賠償を受ける権利を主張することである。

第15条を講ずるに当たっては、この法律の施行に関し、必要な事項を定めることとするとともに、経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項を定めることとすることとする。

おきま

第16条は、落札者が納付した入札保証金を又は、当該落札者が納付した入札保証金に代り、当該落札者が納付した入札保証金の額を、当該落札者が納付した入札保証金の額に換えて提供し、契約担保として終結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金を帰属させます。

約金を道に納付しなければなりません。

を、除
保保保
証証証
擔擔擔
る。保
え、行
代履
にる
を、
は者
、又
保、
被、
し、
付を
納道
を、
金、
証の
保、
約、
上、
額、
す、
に、
に、
の、
の、
100、
の、
金、
約、
契、
提、

2 間が前項の履行期間の開始から終期（目的物の引渡しを要する業務のあるものとし、かつ、保険期間が前項の履行期間の開始から終期（目的物の引渡しを要する業務のあるものとし、かつ、保険期間

[illegible]

第18条 保証金は、入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約

第19条第1項第1号の趣意は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴収に際しては、入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

令和 年 月 日

北 海 道 警 察 本 部 長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

業 務 名

質 問 書

質疑番号	要領等	質 疑 内 容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

回 番

入 札 書

令和 年 月 日

北 海 道 警 察 本 部 長 様

住所

入札人

氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業 務 名

2 入札金額

[illegible]

回番

入 札 書

令和 年 月 日

北 海 道 警 察 本 部 長 様

住所

入札人

氏名

住所

代理人

氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業 務 名

2 入 札 金 額

[illegible]

回 番

入 札 書

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住所
入札人
氏名

住所
代理人
氏名

住所
復代理人
氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業 務 名

2 入札金額

[illegible]

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所
入札人
氏 名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関すること及び
復代理人の選任に関することについて
代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業 務 名

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
入札人
氏 名

住所
代理人
氏 名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関することについて

を復代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業 務 名

入札に当たっての注意事項

- 1 入札金額（消費税抜き金額）は算用数字で記載し、その頭首には「¥」又は「金」を付すこと。

- 2 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

役職印は
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
代理人	〇 〇 〇 〇 印

※ 代理人が入札する場合には、代理人の印のみ必要です。」

- 3 復代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

役職印は
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
代理人	〇 〇 〇 〇 株式会社 札幌支店
氏名	札幌支店長 〇 〇 〇 〇

代理人（支店
長等）の役職
印も不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
復代理人	〇 〇 〇 〇 印

※ 復代理人が入札する場合には、復代理人の印のみ必要です。」

- 4 委任状の「委任者」等の表示も上記の例によること。

- 5 入札書は、契約名及び自己の名称若しくは商号を記載した封書に封入の上、提出（投函）していただきます。

電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について

北海道警察では、令和6年4月以降、制限付一般競争入札等を行う案件から電子契約が可能となります。

道の電子契約は、落札者（又は決定者）の「希望制」としており、落札者等の決定後、速やかに契約手続を行うため、**北海道警察本部**が発注する全ての工事及び委託業務につきましては、次のとおり**入札書（又は見積書）の提出日に「契約に関する申出書」を提出**していただくことになりますので、入札参加者及び見積書提出者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

記

1 「契約に関する申出書」の様式について

別紙1、別紙1－②及び別紙1－③のとおり

または北海道建設部建設政策局建設管理課のHPに掲載しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/166234.html>

参加する案件ごとに必要となりますので、印字若しくはダウンロードの上、発注機関や開札日別に整理、保管されるようお願いします。

2 申出書の提出時期及び提出方法について

	電子入札システム	紙入札 (電子入札案件への紙参加の場合を含む)
提出時期	入札金額（又は見積金額）の送信時	入札書（又は見積書）提出時 (＝開札日)
提出方法	電子入札システムの「 電子契約用資料 」に「契約に関する申出書」を添付	「契約に関する申出書」へ必要事項を記載し開札日に持参し、落札者等となった場合に担当者に提出

3 留意事項

- (1) 電子入札システムの画面上の「電子契約用資料」から「契約に関する申出書」の添付が可能です。
- (2) 「契約に関する申出書」の添付がない場合や添付場所が相違している場合でも、入札書（又は見積書）が無効になることはありませんが、速やかに契約方法を確認し、契約手続を行う必要があることから添付漏れ等がないよう、入札金額等の送信前に、今一度御確認をお願いします。
- (3) 工事の落札者等が提出した「契約に関する申出書」において、電子契約を希望した場合、電子契約を承諾したものとみなす取扱となります。

「契約に関する申出書」の提出について、不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

お問い合わせ先 〒060-8520

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課契約係

電話 011-251-0110（内線2302～2305）

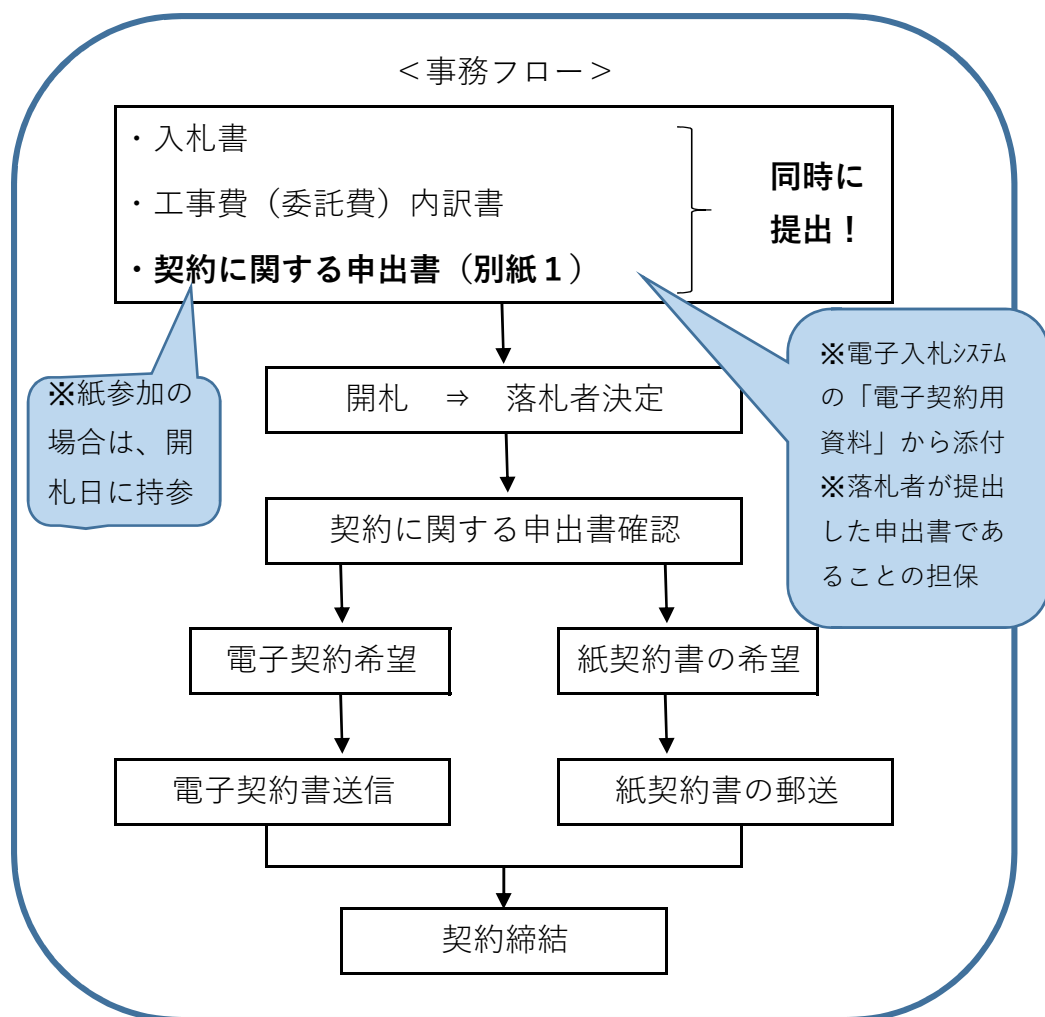
電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について

【令和6年4月1日以降】

(北海道警察本部総務部施設課)

北海道警察では、令和6年4月以降に入札公告及び見積案内等を行う案件から電子契約が可能となります。

道の電子契約は、事業者の「希望制」としており、落札者の決定後、速やかに契約手続を行うため、北海道警察総務部施設課が発注する全ての工事及び委託業務につきましては次のとおり**入札書等と同時に「契約に関する申出書」を提出**していただくことになりますので、入札参加者の皆様の御理解と御協力をお願いします。



※ 変更契約から「紙契約」を希望される場合は、当課契約係へお問い合わせください。

契約に関する申出書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった
場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整理番号)		()	
業務名			
契約方法 等の申出		☐ 紙での契約を希望します。 ☐ 電子契約を希望します。 なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。	
(締結権限者)	氏名	アドレス	
(契約担当者)	氏名	アドレス	
連絡先	担当者	(所属) (職・氏名) (電話番号)	

(留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。

契約に関する申出書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名
住所
氏名

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整 理 番 号)		()
業 務 名		
契 約 方 法 等 の 申 出		☐ 紙での契約を希望します。 ☐ 電子契約を希望します。 なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。
(締結権限者)	氏名	アドレ
(契約担当者)	氏名	アドレ
連 絡 先	担 当 者	(所 属) (職 ・ 氏 名) (電 話 番 号)

(留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 池田警察署管内交通信号機等管理番号シール貼付委託業務
- 2 委託業務の内容 業務委託処理要領のとおり
- 3 委 託 期 間 令和7年12月19日から
令和8年3月18日まで
- 4 業務委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契 約 保 証 金 金 円
(免 除)

(注) () 書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

上記の委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(令和 年 月 日)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道

北海道警察本部長

友 井 昌 宏

住 所

受託者 氏 名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別冊委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委任者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務担当員)

第4条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第6条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付して、受託者に対し、その変更を請求することができる。

- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(報告義務)

第7条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、委託者又は業務担当員に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

- (1) 要領等で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる義務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

- 2 受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(定期点検)

第8条 削除

(委託者の請求による点検)

第9条 削除

(機器の修繕)

第10条 削除

(業務完了の報告)

第11条 受託者は、業務が完了したときは、当該業務の結果を記載した書面を委託者に提出し、その確認を受けなければならない。

(業務委託料の請求及び支払)

第12条 受託者は、第11条の規定による業務完了の報告を終了したときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

- 2 委託者は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。
- 4 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第14条 委託者は、次条から第17条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不適當であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第17条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第23条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第23条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第23条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30

号) 第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)

- (6) 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第18条 第15条各号又は第16条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第15条又は第16条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第20条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の額の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 削除

第23条 受託者は、この契約に関して、第17条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に

規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第24条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第25条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺）

第26条 委託者は、受託者に対し金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる

（電子メールを利用する方法）

第27条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約に定めのない事項）

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。